

審第1494号-1
答申第625号
令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年3月23日付け松健福第2490号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第1159号

令和4年2月9日付けで審査請求人から提起された、令和4年1月26日付け松健福第
2172号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年1月13日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「現在の両親の居場所がわかる行政文書（松戸健康福祉センター内）」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、令和4年1月26日付け松健福第2172号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年2月9日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 千葉県健康福祉部松戸健康福祉センター地域福祉課は不開示理由を「千葉県情報公開条例第11条該当 本件開示請求は、個人を挙げているものであり、開示請求に係る存否を答えること自体が、特定の個人を識別することができる情報（条例第8条第2号）を開示することになるため。」としている。

(2) しかし不開示となった全ての部分は開示されるべきである。

(3) その理由は、開示を求めている個人は審査請求人の両親であり、その両親は現在行方不明だからである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した、本件決定に対する審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由

本件請求は、個人を特定した上で当該個人の居場所がわかる行政文書（以下「本件対象文書」という。）について開示を求めるものである。

本件対象文書の存否を答えることは松戸健康福祉センターが特定の個人の居場所を把握しているかどうかの事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかとすることとなり、条例第8条第2号に規定する「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報を開示することになるため、条例第11条に該当する。

3 弁明の内容

審査請求人は、「開示を求めている個人は審査請求人の両親であり現在行方不明だから、開示されるべきである」と主張している。

しかしながら、審査請求人の両親は特定の個人であり、本件対象文書の存否を答えることは、本件存否情報を明らかにすることから条例第8条第2号により保護しようとする権利利益を侵害するものであり、条例第11条に該当する。

また、条例に定める開示請求権制度は、審査請求人の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の「不開示となったすべての部分は開示されるべきである」という主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

実施機関は、上記第2 3のとおり、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、本件決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件決定の取り消しを求めているため、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件決定の妥当性

(1) 条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

また、条例第8条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イからニまでのいずれかに該当する情報を除き、不開示情報と規定している。

(2) 本件請求は、開示請求書に記載の文言によれば、開示請求者の両親の居場所に関する行政文書の開示を求めているものと解される。

そうすると、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、実施機関が開示請求者の両親の居場所を把握しているか否かという情報を明らかにすることになると認められる。

そして、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、条例第8条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当する事情は認められないことから、不開示情報に該当するものと認められる。

(3) 以上のことから、実施機関が条例第11条を適用して、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、上記第3 2のとおり、開示を求めている個人は審査請求人の両親であり、現在行方不明だから開示されるべきと主張しているが、条例が定める開示請求権制度は、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 3月 24日	諮問書の受付
令和 7年 1月 24日	審議
令和 7年 2月 26日	審議
令和 7年 4月 23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 林 啓 吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横 田 明 美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)